

② 防火シャッター

	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(4)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(5)			スプロケットの設置の状況※	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(10)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(14)			作動の状況	防火シャッターの開鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してから停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
(15)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)			感知の状況	(26)又は(27)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金などで固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(19)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(20)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(21)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(22)		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(23)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの開鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(27)		防火区画の形成の状況	建築基準法施行令第112条第9項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

※ 当該検査事項については、日常的に開閉するものに限る。